

香取広域市町村圏事務組合消防署の組織に関する規程

平成18年3月27日

訓令第5号

改正 平成18年10月25日訓令第38号

平成31年3月18日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、消防署の組織等について必要な事項を定める。

(署長、副署長及び分署長等)

第2条 消防署に署長、副署長を置く。

- 2 署長は、消防監、副署長は、消防司令長をもって充てる。
- 3 分署及び分遣所の長は、消防司令長をもって充てる。
- 4 出張所の長は、消防司令をもって充てる。

(署長、副署長及び分署長等の職責)

第3条 署長は、消防長の指揮監督を受け、署の事務を統括し署員を指揮監督する。

- 2 副署長は、上司の命を受け、署員を指導し消防事務を処理する。
- 3 署長に事故があるときは副署長、署長及び副署長ともに事故があるときは、あらかじめ定めた上席の者がその職務を代理する。
- 4 分署、分遣所又は出張所（以下「分署等」という。）の長は、分署等の職務執行の長として、署長の命を受け、分署等の消防事務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 5 分署等の長に事故があるときは、あらかじめ定めた上席の者がその職務を代理する。

(係の設置)

第4条 消防署に次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 予防係
- (3) 警防係

- (4) 機械係
 - (5) 救急係
 - (6) 救助係
 - (7) 消防団係
- (職制等)

第5条 消防署に副参事、主幹、副主幹、係に係長、主査その他必要な職を置くことができる。

- 2 副参事は、消防司令長の階級にある者をもって充てる。
- 3 主幹は、消防司令長及び消防司令の階級にある者をもって充てる。
- 4 副主幹は、消防司令の階級にある者をもって充てる。
- 5 係長は、消防司令補の階級にある者をもって充てる。
- 6 主査は、消防司令補、消防士長又は消防副士長の階級にある者をもって充てる。

(消防署の事務分掌)

第6条 消防署の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(分署等の事務分掌)

第7条 分署等の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年10月25日訓令第38号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第6条）

消防署の事務分掌

庶務係

- (1) 署員の支給品及び貸与品に関する事項
- (2) 備品等の管理に関する事項
- (3) 署員の勤務編成及び配置に関する事項
- (4) 署員の服務に関する事項
- (5) 署員の教育訓練に関する事項
- (6) 各種統計に関する事項
- (7) 関係官公庁等の連絡調整に関する事項
- (8) 文書の收受、発送及び整理に関する事項
- (9) その他、他の係に属さない事項に関する事項

予防係

- (1) 査察実施計画及び防火指導に関する事項
- (2) 火災等の原因及び損害の調査に関する事項
- (3) 火災の統計に関する事項
- (4) 火災予防条例に基づく各種届出に関する事項
- (5) 消防用設備等点検結果報告書の届出に関する事項
- (6) 防火管理者の選任・解任届出書に関する事項
- (7) その他火災予防に関する事項

警防係

- (1) 災害の警戒、安全管理、防ぎよ及び情報の収集に関する事項
- (2) 地理、水利調査に関する事項
- (3) 教養、訓練及び消防演習の実施に関する事項
- (4) 防火対象物等の警防計画の実施に関する事項
- (5) 道路工事及び水道断水等の届出に関する事項
- (6) 消防水利・施設等の保全管理に関する事項
- (7) 避難訓練等の指導に関する事項
- (8) 関係町の地域防災計画に基づく参加計画に関する事項
- (9) その他警防に関する事項

機械係

- (1) 消防車両、機械器具の維持管理に関する事項
- (2) 消防機器の運用技術及び研究に関する事項
- (3) 緊急車両の運転員の養成及び技能管理に関する事項
- (4) 消防車両の安全運転管理に関する事項
- (5) その他消防機械に関する事項

救急係

- (1) 救急計画に関する事項
- (2) 救急活動の安全管理に関する事項
- (3) 救急施設装備に関する事項
- (4) 救急統計に関する事項
- (5) 救急訓練に関する事項
- (6) 広報及び応急手当の普及啓発活動に関する事項
- (7) 救急応急手当員連絡協議会に関する事項
- (8) その他救急に関する事項

救助係

- (1) 救助活動の安全管理に関する事項
- (2) 救助施設、装備に関する事項
- (3) 救助技術大会に関する事項
- (4) 救助技術及び訓練に関する事項
- (5) 救助計画に関する事項
- (6) その他救助に関する事項

消防団係

- (1) 消防団の行事運営及び訓練に関する事項
- (2) 消防団の施設、機械器具等の維持管理に関する事項
- (3) 消防団に関する文書の收受、発送及び整理等に関する事項
- (4) 消防団員名簿の整理に関する事項
- (5) 消防団の貸与品の保管及び支給に関する事項
- (6) その他消防団に係る事項

別表第2（第7条）

分署、分遣所及び出張所の事務分掌

庶務係

- (1) 文書收受、発送及び整理に関する事項
- (2) 署員の支給品及び貸与品に関する事項
- (3) 備品等の管理に関する事項
- (4) 署員の服務に関する事項
- (5) 分署管轄区域内の関係官公庁等の連絡調整に関する事項
- (6) 各種統計に関する事項
- (7) その他、他の係に属さない事項に関する事項

予防係

- (1) 査察実施計画及び防火指導に関する事項
- (2) 火災等の原因及び損害の調査に関する事項
- (3) 火災の統計に関する事項
- (4) 火災予防条例に基づく各種届出に関する事項
- (5) 消防用設備等点検結果報告書の届出に関する事項
- (6) 防火管理者の選任・解任届出書に関する事項
- (7) その他火災予防に関する事項

警防係

- (1) 災害の警戒、安全管理、防ぎよ及び情報の収集に関する事項
- (2) 地理、水利調査に関する事項
- (3) 教養、訓練及び消防演習の実施に関する事項
- (4) 防火対象物等の警防計画の実施に関する事項
- (5) 道路工事及び水道断水等の届出に関する事項
- (6) 消防水利・施設等の保全管理に関する事項
- (7) 避難訓練等の指導に関する事項
- (8) 関係町の地域防災計画に基づく参加計画に関する事項
- (9) その他警防に関する事項

救急係

- (1) 救急計画に関する事項

- (2) 救急活動の安全管理に関する事項
- (3) 救急施設装備に関する事項
- (4) 救急統計に関する事項
- (5) 救急訓練に関する事項
- (6) 救急広報及び応急手当の普及啓発活動に関する事項
- (7) 救急応急手当員連絡協議会に関する事項
- (8) その他救急に関する事項

機械係

- (1) 消防車両、機械器具の維持管理に関する事項
- (2) 消防機器の運用技術及び研究に関する事項
- (3) 緊急車両の運転員の養成及び技能管理に関する事項
- (4) 消防車両の安全運転管理に関する事項
- (5) その他消防機械に関する事項

消防団係

- (1) 消防団の行事運営及び訓練に関する事項
- (2) 消防団の施設、機械器具等の維持管理に関する事項
- (3) 消防団に関する文書の收受、発送及び整理等に関する事項
- (4) 消防団員名簿の整理に関する事項
- (5) 消防団の貸与品の保管及び支給に関する事項
- (6) その他消防団に係る事項